

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年3月14日（令和6年（行情）諮問第258号）及び同年4月11日（令和6年（行情）諮問第430号）

答申日：令和8年7月22日（令和8年度（行情）答申第397号及び同第399号）

事件名：「平成28年度パワハラアンケートの結果について」等の一部開示決定に関する件

「平成28年度パワハラアンケートの結果について」等の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1（1）及び（2）に掲げる各文書（以下、順に「本件請求文書1」及び「本件請求文書2」といい、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙の2（1）及び（2）に掲げる各文書（以下、順に「本件対象文書1」及び「本件対象文書2」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定について、諮問庁が本件請求文書1につき、別紙の3に掲げる文書（以下「本件対象文書3」といい、「本件対象文書1」ないし「本件対象文書3」を併せて「本件対象文書」という。）を追加して特定し、開示決定等をすべきとしていることについては、本件請求文書1につき、本件対象文書3を追加して特定し、開示決定等をすべきとしていること及び本件請求文書2につき、本件対象文書2を特定したことは妥当であるが、別紙の4に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の概要

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、平成30年2月7日付け防官文第1421号及び同年3月30日付け同第5559号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書1（原処分1）

ア ないしエ （略）

オ 対象文書に漏れがないか念のため確認を求める。

審査請求人は確認する手段を持たないため、開示請求対象に漏れが

ないか念のため確認を求める次第である。

(2) 審査請求書 2 (原処分 1)

他にも文書が存在するはずである。

本件請求における「解答用紙」とは実際にアンケートの回答が記載された用紙の趣旨であり、改めて当該文書を特定すべきである。

(3) 審査請求書 3 (原処分 2)

ア ないしエ (略)

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ 文書の特定が不十分である。

上記 (1) オと同旨。

第 3 諮問庁の説明の概要

1 経緯

(1) 原処分 1 について (諮問第 4 3 0 号)

本件開示請求は、本件請求文書 1 の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書 1 を特定し、平成 3 0 年 2 月 7 日付け防官文第 1 4 2 1 号により、法 9 条 1 項の規定に基づく開示決定処分 (原処分 1) を行った。

本件審査請求は、原処分 1 に対して提起されたものである。

なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約 6 年 1 か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(2) 原処分 2 について (諮問第 2 5 8 号)

本件開示請求は、本件請求文書 2 の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書 2 を特定し、平成 3 0 年 3 月 3 0 日付け防官文第 5 5 5 9 号により、法 5 条 1 号、2 号、3 号、5 号及び 6 号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分 (原処分 2) を行った。

本件審査請求は、原処分 2 に対して提起されたものである。

なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約 5 年 1 1 か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法 5 条該当性について

原処分2において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書2のうち、法5条1号、2号、3号、5号及び6号に該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

(1) 原処分1について（諮問第430号）

ア ないしウ （略）

エ 審査請求人は、「対象文書に漏れがないか念のため確認を求める」及び「他にも文書が存在するはずである」としており、本件審査請求を受けて改めて探索を行ったところ、追加して特定すべき文書を保有していることが確認できたため、追加して特定すべき文書につき、改めて開示決定等を行うこととする。

オ 以上のことから、上記エのとおり、追加して特定すべき文書につき、改めて開示決定等を行うこととするが、審査請求人のその他の主張にはいずれも理由がなく、原処分1を維持することが妥当である。

(2) 原処分2について（諮問第258号）

ア ないしウ （略）

エ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分2においては、本件対象文書2の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書2の一部が同条1号、2号、3号、5号及び6号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

オ 審査請求人は、「文書の特定が不十分である」としているが、本件対象文書2のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

カ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分2を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

① 令和6年3月14日 諮問の受理（令和6年（行情）諮問第258号）

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）

③ 同月28日 審議（同上）

④ 同年4月11日 諮問の受理（令和6年（行情）諮問第430号）

⑤ 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）

⑥ 令和8年1月20日 委員の交代に伴う所要の手續の実施（令和6年（行情）諮問第258号及び同第430

号)、本件対象文書2の見分(同第258号)及び審議(同第258号及び同第430号)

⑦ 同年7月15日 令和6年(行情)諮問第258号及び同第430号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書1及び本件対象文書2を特定し、本件対象文書1を開示する原処分1並びに本件対象文書2の一部を法5条1号、2号、3号、5号及び6号に該当するとして不開示とする原処分2を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書2について、不開示部分の開示を求めるとともに、本件対象文書1及び本件対象文書2について、文書の追加特定等を求めているところ、諮問庁は、本件請求文書1について、別紙の3に掲げる各文書(本件対象文書3)を保有しているとして、これを追加して特定し、改めて開示決定等をするとした上で、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書2の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び本件対象文書2の不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定の妥当性について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件各開示請求文言にいう「2017.10.2一本本B941」とは、審査請求人が行った別件開示請求に係る開示請求受付番号であり、別件開示請求は、平成28年に防衛省で実施した防衛省の全職員に対するパワー・ハラスメントに関するアンケート調査(以下「アンケート調査」という。)に係る設問及び集計結果を求めるものである。

イ 本件請求文書1においては、別件開示請求で特定した集計結果に加え、アンケート調査に係る回答用紙を求めているものと解し、本件対象文書1を特定した。

ウ 本件請求文書2においては、アンケート調査に関連する行政文書を求めているものと解し、本件対象文書2を特定した。

エ なお、別件開示請求については、本件請求文書に対する原処分後の平成30年7月26日付け平成30年度(行情)答申第196号において、「アンケート調査の「設問」に係る文書を特定し、調査の上、更に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。」等とされたことから、本件請求文書1について改めて探索を行ったところ、別紙の3に掲げる文書(本件対象文書

3) の保有を確認したため、これを追加して特定する。

オ 念のため関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書 1 ないし本件対象文書 3 以外に、本件請求文書に該当する文書の保有は確認できなかった。

(2) 当審査会において、諮問庁から本件対象文書 3 の提示を受け確認したところ、本件対象文書 3 は、本件請求文書 1 に該当する文書であると認められるため、これについて改めて開示決定等をすべきである。

他方、上記(オ)の探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していないとする諮問庁の上記(1)の説明に特段不自然、不合理な点は認められない。

審査請求人において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書が存在するという具体的な根拠に関する主張等はなく、他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められない。

したがって、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、諮問庁が本件対象文書 3 を追加特定して開示決定等をするとしていることは、妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 別表の番号 1 に掲げる部分について

標記の不開示部分には、アンケート調査の実施要領等について、防衛省内で検討した内容が記載されていると認められる。

しかしながら、当該部分については、アンケート調査の実施に当たっての一般的な検討内容が記載されているにすぎず、これを公にしたとしても、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるとは認められないので、法 5 条 5 号に該当せず、開示すべきである。

(2) 別表の番号 2 及び番号 3 に掲げる部分について

ア 標記の不開示部分について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

標記の不開示部分には、参考見積を作成した事業者の名称、住所、代表取締役氏名及び連絡先並びに見積金額の合計及び内訳等が記載されているところ、これを公にすることにより、競合他社等に積算手法等を知られるなど、当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

イ 以上を踏まえ検討するに、標記の不開示部分のうち、別紙の 4 (2) に掲げる部分を除く部分については、当該部分を公にすることにより、事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある旨の諮問庁の上記の説明に、特段不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。したがって、当該部分は、

法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

しかしながら、別紙の4(2)及び(3)に掲げる部分については、これを公にしても、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、法5条2号イに該当せず、開示すべきである。

(3) 別表の番号4及び番号6に掲げる部分について

ア 標記の不開示部分について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

標記の不開示部分には、自衛隊員の属性及びアンケート調査の回答が記載されており、設問用紙(本件対象文書2の文書14)には回答者以外がアンケートの回答を閲覧すること及び回答を理由に回答者自身が不利益な取扱いを受けることはない旨明記されている。

これを公にした場合、回答者との信頼関係が損なわれるのみならず、将来の同種の調査に当たって、回答者以外の者が回答を閲覧する又は回答者が不利益な取扱いを受けることなどを懸念し、回答を忌避するなどの行動をとるおそれがあり、ひいては、事実関係の把握が困難となり、今後の同種の調査を適正に行うことが困難になるおそれがある。

イ 当審査会において、本件対象文書2の文書14を確認したところ、諮問庁が上記アで説明する記載があることが認められることから、諮問庁の上記アの説明は、これを首肯できる。

したがって、当該部分を公にすることにより、事実関係の把握が困難となり、今後の同種の調査を適正に行うことが困難になるおそれがあると認められることから、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(4) 別表の番号5に掲げる部分について

標記の不開示部分には、アンケート調査の回答者である自衛隊員の所属及び勤務先を示す情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、各部隊等の現員数が明らかとなり、防衛省・自衛隊の組織及び態勢が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 付言

本件は、審査請求から諮問までに約6年1か月及び約5年11か月が経過しており、諮問庁の説明を考慮しても、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に係る審査請求事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

6 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求に対し、本件対象文書1及び本件対象文書2を特定し、その一部を法5条1号、2号、3号、5号及び6号に該当するとして不開示とした各決定について、諮問庁が本件請求文書1につき、本件対象文書3を追加して特定し、開示決定等すべきとしていることについては、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書3を追加して特定し、開示決定等すべきとしていることは妥当であり、本件対象文書2につき不開示とされた部分のうち、別紙の4に掲げる部分を除く部分は、同条1号、2号イ、3号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙の4に掲げる部分は、同条2号イ及び5号のいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

(1) 本件請求文書1 (諮問第430号)

「パワー・ハラスメントの調査」。*対象文書は2017.10.2一本本B941に加えて解答用紙も。

(2) 本件請求文書2 (諮問第258号)

「パワー・ハラスメントの調査」(2017.10.2一本本B941)、及び当該文書に関連して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て。

2 本件対象文書1及び本件対象文書2

(1) 本件対象文書1 (諮問第430号)

文書1 平成28年度パワハラアンケートの結果について(防衛省人事教育局サービス管理官付)

文書2 パワー・ハラスメントに関するアンケート(回答用紙)

(2) 本件対象文書2 (諮問第258号)

文書1 平成28年度パワハラアンケートの結果について(防衛省人事教育局サービス管理官付)

文書2 パワー・ハラスメントに関するアンケート(回答用紙)

文書3 パワハラアンケート調査について(案)(28.7.11。サービス管理官付)

文書4 パワハラアンケート調査について(案)(28.7.12。サービス管理官付)

文書5 パワハラアンケート実施要領等について

文書6 今後の予定

文書7 調達要求書

文書8 仕様書

文書9 送付先一覧表

文書10 下見積書(平成28年6月27日)

文書11 御見積書(2016年6月27日)

文書12 決裁・供覧

文書13 パワー・ハラスメントの実態及び職員のパワー・ハラスメントに対する意識の状況を把握するためのアンケート調査について(依頼)

文書14 パワー・ハラスメントに関するアンケート(問題用紙)

文書15 パワー・ハラスメントの調査 平成28年度 電子回答用紙マニュアル

文書16 パワー・ハラスメントの調査 平成28年度 中間集計ツール

マニュアル

文書 17 (全体版) パワハラ調査__集計

3 本件対象文書 3 (諮問第 430 号)

- (1) パワー・ハラスメントに関するアンケート (問題用紙)
- (2) (全体版) パワハラ調査__集計

4 開示すべき部分

- (1) 文書 3 ないし文書 5 の不開示部分の全て
- (2) 文書 10 の不開示部分のうち、下見積業者名、郵便番号、住所、代表取締役、電話番号及び F A X 番号
- (3) 文書 11 の不開示部分のうち、見積業者名、住所、代表取締役、電話番号及び F A X 番号

別表（諮問第258号）

番号	文書	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 3	1枚目の「2. アンケート実施について」の一部	防衛省における検討に関する情報であって、公にすることによって、率直な意見を入手することが困難になるおそれがあることから、法5条5号に該当するため不開示とした。
	文書 4	1枚目の「2. アンケート実施について」の一部	
	文書 5	1枚目の「4. アンケートの結果の活用」の一部	
2	文書 10	品名、数量、単価、金額及び備考の項のそれぞれ一部並びに下見積り業者名等及び合計（税抜）金額のそれぞれ全て	法人に関する情報であって、公にすることによって、当該法人の権利、競争上の地位、各種書類の偽造等その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号に該当するため不開示とした。
3	文書 11	見積業者名等、御見積金額及び御見積明細のそれぞれ全て	法人に関する情報であって、公にすることによって、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号に該当するため不開示とした。
4	文書 17	SEQ、認識番号、回答日時、職種コード及び職種名のそれぞれ全て	パワハラ調査の個人の回答に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、個人の回答内容は公にしないこと前提とした調査であることから、これを公にすることにより、具体的な回答内容が明らかとなり、事後の正確な事実の把握又は不当な行為の発見を困難にすることから、法5条1号及び6号に該当するため不開示とした。
5		所属コード、所属	部隊名等に関する情報であり、これを

		名、勤務先コード及び勤務先名の項のそれぞれ全て	公にすることにより、部隊に所属する人員が明らかとなり、防衛省・自衛隊の組織及び態勢が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあるから、法5条3号に該当するため不開示とした。
6		A 1 から C 2 2 __ 9 __ F A までの項のそれぞれ全て	パワハラ調査の回答内容に関する情報であり、個人の回答内容は公にしないこと前提とした調査であることから、これを公にすることにより、具体的な回答内容が明らかとなり、事後の正確な事実の把握を困難又は不当な行為の発見を困難にすることから、法5条6号に該当するため不開示とした。

※当審査会事務局において整理した。